

耳や言葉の不自由なお客さまを対象に、Web機能や「手話・筆談通訳サービス」を利用した事故のご連絡・ご契約に関するお問い合わせを受け付けています。詳細およびご利用は当社ホームページを参照ください。

【手話・筆談通訳サービス】

テレビ電話を通じて、お客さまとオペレータが手話や筆談でやりとりし、それと同時に当社担当者へ電話（音声）にて通訳します。



保険に関するお問い合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

保険に関するお問い合わせについては、右のコードもしくは当社ホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）からご確認ください。右記までご連絡ください。

アクセスはこちら▶

0120-101-101

（無料）



・お問い合わせの内容によっては、取扱代理店または当社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただく場合があります。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は 下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター **0120-721-101**

受付時間 平日 9:00～17:00
（土日・祝日および年末年始は休業させていただきます）

事故が起こった場合は 遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター **0120-985-024**

●受付時間[24時間365日]
●IP電話からは**0276-90-8852(有料)**におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]

そんぽADRセンター **0570-022-808**

●受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
●携帯電話からも利用できます。電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご 注 意 い た だ き た い こ と

- このパンフレットは「タフ・すまいの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、取扱代理店または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。なお、保険料を当社所定の口座に振込みにより払い込んでいただいた場合は、振込手続の控えをもって保険料領収証にかえさせていただきます。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券（ペーパーレス保険証券を選択したお客さまは、ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知)ハガキ)が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
- 「タフ・すまいの保険」は、すまいの火災保険のペットネームです。
- 取扱代理店は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 「タフ・すまいの保険」では、建物または家財の損害保険金のお支払額がそれぞれ1回の事故で建物または家財の保険金額に相当する額となった場合、ご契約は損害発生時に終了します。なお、損害保険金のお支払額がそれぞれ1回の事故で建物または家財の保険金額に達しないかぎり、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- 地震保険では、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が、他の保険会社を代理・代行して保険料の受領・保険証券の発行、保険金のお支払いその他業務を行います。保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。また、複数の保険会社による共同保険を締結される場合は、実際に引き受けを行う保険会社ならびに分担割合について、取扱代理店または当社にお問合わせください。なお、当社やその分担割合は将来的に変更になる可能性があります。
- 公的融資に関わる建物は、この保険のご契約ができない場合がありますので、お申し出ください。
- 保険商品は預金等ではなく、預金保険制度の保険金支払対象とはなりません。
- 保険商品のお申込みの有無が、銀行との預金・融資等その他の取引に影響を与えることはありません。
- 取扱代理店とお客さまとの取引(預金・為替・融資等)に関する情報を、お客さまの承諾を得たうえで、保険商品のご提案に利用させていただく場合があります。

ECO このパンフレットは環境に配慮した用紙・印刷方法を採用しています。



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

- 取扱代理店

au じぶん銀行

アルティウスリンク株式会社

〒163-0707 東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング
代理店フリーコール:0077-7867-82 火災担当直通:03-5326-6510
※お申込時のお問合せはアルティウスリンク株式会社に承ります。

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP



まだ誰も知らない安心を、ともに。



大切な「すまい」をお守りする補償とサービスをあなたに

すまいの火災保険・地震保険

令和6年10月以降保険始期用

フルサポートプラン

セレクトプラン

auじぶん銀行の住宅ローンご利用の皆さま向け

タフ・すまいの保険



「タフ・すまいの保険」は
ベルマーク協賛商品です。

ローン団体扱



ローン団体割引を適用！

auじぶん銀行の住宅ローンをご利用の皆さまにはローン団体割引を適用したご契約が可能です。※ローン団体割引は地震保険には適用されません。



まだ誰も知らない安心を、ともに。

自然災害の多発・激甚化などさまざまな環境変化が起こる中、
当社はCSV×DXをコンセプトに、お客さま・地域・社会とともに、
特色ある商品・サービスを通じて社会・地域課題の解決に取り組んでいます。

シーエスバイ
CSV × バイ
ディーエックス
DX

Creating Shared Value
社会との共通価値を創造していくこと

デジタルトランスフォーメーションの略語
デジタル技術を活用し、価値を変革させること

従来の価値

充実した補償



05ページ

頼れるサービス

すまいの
現場急行
サービス



すまいの
安心サポート



14ページ

影響を減らし、回復を支援

It's MORE

日常から自然災害まで。安心をいつも。

自然災害時も
夜間・休日
問わず事故対応!



住宅修理
サービスに
関する相談窓口
を設置!



30ページ

新たな価値 自然災害への備えを支援し、安全・安心な

SAFE HOME, SAFE TOWN

すまいからまちへ、ひろがる安心。

DXを活用した 防災・減災対策



平時

建物の維持管理
に活用

LIFEと HOMEを守るDX

13ページ

リスク把握



建物診断
ソリューション

AIで建物の
損傷有無を検知

被害予測



自然災害の
リスク情報を
公開

災害への備え



あいおい
ニッセイ同和損保アプリ
(タフ・すまいの保険)

災害発生時の備え
をサポート

社会、よりよい未来へ

お客さまと力をあわせた 安心なまちづくり

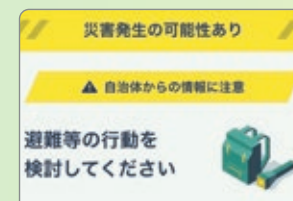


地域・社会への
貢献



災害発生前後

災害情報提供



災害発生時

早期避難

動画を
ご覧ください。



ご契約までの流れ

下記のSTEPでお客さまにあった契約内容を確認いただけます。

保険の対象を選択

「建物」のみの補償では「家財」は補償されません

「家財」のセットをおすすめします!

(注1) 「建物」と「家財」 を選択した場合	(注2) 「建物」のみ を選択した場合

建物と家財を
同一契約で
ご契約いただく
場合、家財の
保険料が割引に
なります(注3)。

(注1) 専用住宅、共同住宅および併用住宅(店舗や事務所、作業場等を併設した
居住用建物)をいいます。また、建物の基礎および建物敷地内の門・
塀・垣、物置、車庫その他の付属建物は、ご契約時に保険の対象に
含めない旨のお申し出がない限り、保険の対象に含まれます。

(注2) 保険の対象となる家財は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に
収容されるものに限ります。保険の対象に含まれないものについては、
P26契約概要のご説明①をご参照ください。

(注3) 家財にセットされる一部の特約の保険料や、家財を保険の対象とする
「地震保険」の保険料は、本割引の適用対象外となります。

基本補償とプランを選択

補償対象となる事故の範囲を確認
ご契約プランの選択

05ページ

地震保険を確認

07ページ

自動セット特約を確認/ オプション特約を選択

09ページ

防災・減災のサポート/ 頼れるサービスをチェック

13ページ

ご契約条件の確認

15ページ

補償内容の詳細

21ページ

契約概要のご説明

26ページ

Webコンテンツのご案内/ もしも事故が起きたら

29ページ

STEP 0
保険の対象を選択

STEP 1
ご説明
基本補償の

STEP 2
地震等の補償・特約と
サービスのご説明

STEP 3
ご契約条件・補償内容の詳細・契約概要

すまいの安心をしっかり守る 「タフ・すまいの保険」 3つのポイント

未然に防ぐ

リスクの把握・予測



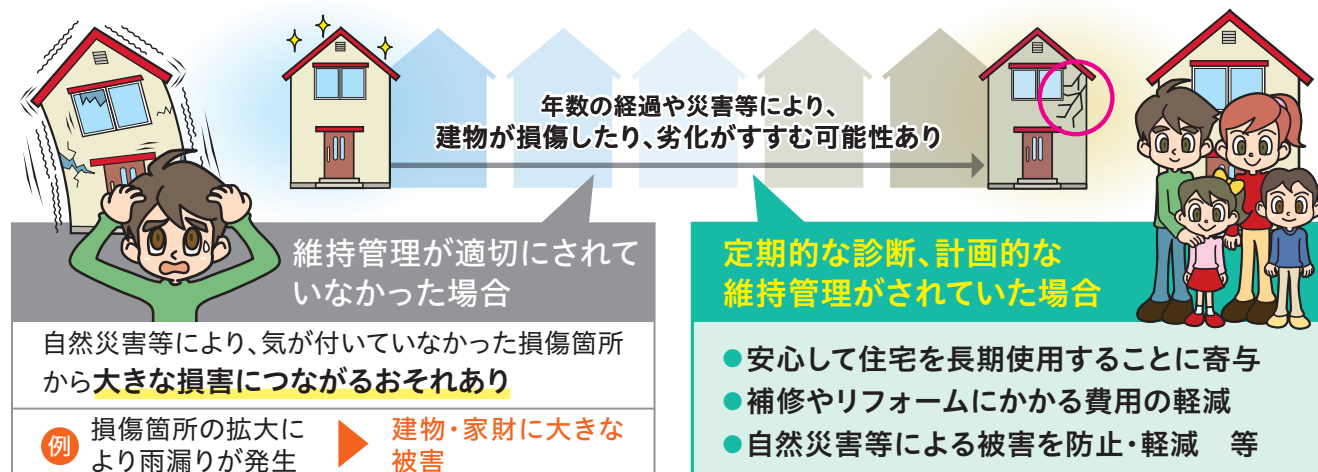
建物診断ソリューション

※マンション戸室は本ソリューションの対象外となります。

専用Webアプリを使用し、お客さまが撮影された建物の外観写真をもとに、AIによる画像分析を行い建物の外観上の損傷有無を検知します。平時から定期的に建物の状態(リスク)を把握し、必要に応じて損傷箇所の補修やメンテナンスを実施することで、防災・減災対策にお役立ていただけます。

こちらの二次元コードから専用Webアプリに接続いただけます。

※アプリの操作方法に関するご照会は、アプリ内のチャットサポートからお問合わせください。



13ページ



台風・豪雨・地震による被災建物数をリアルタイムで予測、また自然災害に関するSNS情報を地域別・事象別に集約し、無償で公開しています。近年増加する水災のリスクについても、洪水ハザードマップのほか、過去の水害統計や地形データ等を考慮して市区町村別に5区分(最もリスクの低い1から最もリスクの高い5)で表した水災リスク区分の情報等を常時公開しています。



ハザードマップの表示イメージ

13ページ

水災リスクは、以下のようにさまざまです。水災リスク区分が低い場合もリスクはあります。

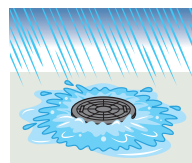
外水氾濫

河川増水により堤防が決壊



内水氾濫

下水管等の排水能力の超過



土砂災害

豪雨により土砂崩れが発生



充実した補償

「さまざまなリスク」に対応

「タフ・すまいの保険」は、火災はもちろん、風災や水災等の自然災害、水ぬれ、盗難だけでなく破損、汚損等の偶然な事故まで備えることができます(選択いただくご契約プランにより補償内容が異なります)。



火災、落雷、破裂・爆発



風災、雹災、雪災



水ぬれ



盗難



水災



破損、汚損等(注)
(注) 外部からの物体落下等、騒擾を含みます。



地震保険



07ページ

自動セット特約・オプション特約

09ページ

影響を減らし、回復を支援

夜間・休日も 当社社員が事故対応

It's MORE

日常から自然災害まで。安心をいつも。

いつも安心! 自然災害時も夜間・休日問わず対応!

当社社員が夜間や休日でも平日と変わらない対応を行います!



事故の受付

保険金支払い可否判断

一般的な相談・アドバイス

既に当社対応中事案の相談・対応

もっと安心! 住宅修理サービスに関する相談窓口を設置!

「保険金が使える」等と勧誘する業者とのトラブルの相談や、修理業者のご紹介等を行います!
(24時間365日)



30ページ



あいおいニッセイ同和損保アプリ(タフ・すまいの保険)では、平時の防災・減災、災害発生時の避難準備・避難開始や災害発生後の事故報告・保険金請求をサポートします!

13ページ

建物・家財の補償

建物・家財の補償対象となる事故の範囲を確認のうえ契約プランをご選択ください。

基本の補償 各プランごとに「損害保険金の支払対象となる事故の範囲」をご確認ください。

	建 物	家 財
	事故の例	事故の例
① 火災、落雷、破裂・爆発	隣家が火災になり、自宅にも延焼してしまった！	家の近くの電柱に落雷があったため、家電製品が壊れてしまった！
② 風災、雹災、雪災	台風による強風のため屋根瓦や窓ガラスが壊れてしまった！	台風による強風で窓ガラスが割れてしまい、窓から風雨が吹き込み、室内の家具が壊れてしまった！
③ 水ぬれ ¹	水道管の破損によって漏水が発生し、天井や壁紙が汚れてしまった！	排水管の破損によって漏水が発生し、家財が水を被って損害を受けてしまった！
④ 盗 難	泥棒が家に侵入した際にガラスを割る等、建物に損害が発生してしまった！	空き巣の被害にあい、家電製品を盗まれてしまった！
⑤ 水 災 ²	豪雨により土砂崩れが発生し、家が全壊してしまった！	豪雨により床上浸水となり、家電製品が壊れてしまった！
⑥ 破損、汚損等 ^(注) (注)外部からの物体落下等、騒擾を含みます。	自動車が飛び込んできて塀や外壁が壊れた！ 専用水道管が凍結により破損してしまった！	パソコンを机から誤って落として壊してしまった！

※1 すり傷、かき傷等の外観上の損傷または汚損であって、その機能に支障をきたさない損害については補償されません。
※2 窓や戸等からの風、雨等の吹込みによる損害や雨漏り(漏入)等による損害は補償されません。
※3 マンション等の共同住宅建物で保険の対象を専有部分のみとする場合、共用部分については補償の対象外となります。

免責金額 プランとは別に免責金額を設定いただきます。

免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

建物と家財について、それぞれ免責金額を設定してください。

下表のとおり、②風災、雹災、雪災について、その他の補償区分と異なる免責金額を設定できます。

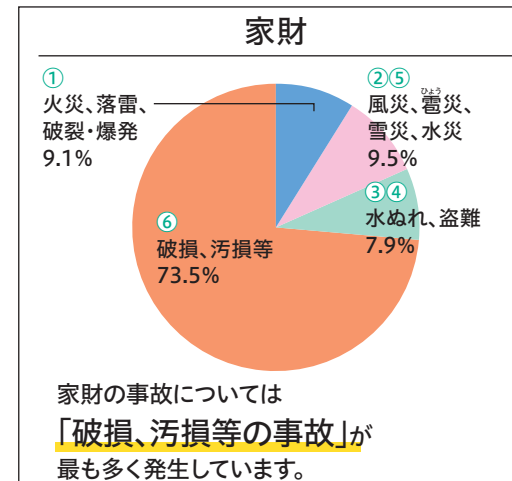
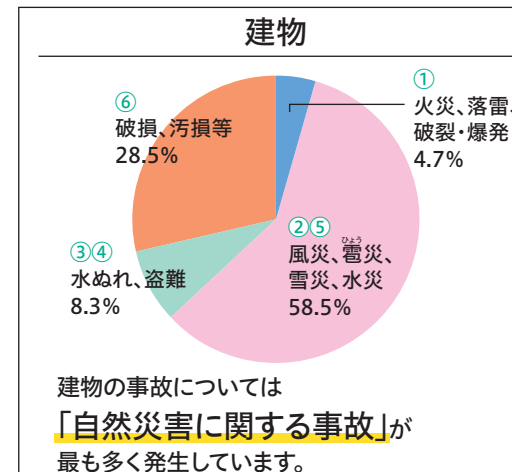
建物の免責金額 ^{(注2)(注3)}	家財の免責金額 ^(注6)
①火災、落雷、破裂・爆発 ③水ぬれ ④盗難 ⑤水災 ^(注4) ⑥破損、汚損等	①火災、落雷、破裂・爆発 ③水ぬれ ④盗難 ⑤水災 ^(注4) ⑥破損、汚損等
なし ^(注5) 1万円 ^(注5) 3万円 ^(注5) 5万円 10万円 のいずれかから選択	なし ^(注5) 1万円 ^(注5) 3万円 ^(注5) 5万円 10万円 のいずれかから選択
②風災、雹災、雪災 ※上記の補償区分共通で設定した免責金額以上での設定となります。	②風災、雹災、雪災 ※上記の補償区分共通で設定した免責金額以上での設定となります。
なし 1万円 3万円 5万円 10万円 20万円 のいずれかから選択	なし 1万円 3万円 5万円 10万円 20万円 のいずれかから選択

「建物」と「家財」両方を保険の対象にすることでお客さまの大切なすまいを充実した補償で守ります。
両方をご契約いただく場合、家財の保険料が割引になります^(注)。
(注)家財にセットされる一部の特約の保険料や、家財を保険の対象とする「地震保険」の保険料は、本割引の適用対象外となります。



事故件数の割合

平成30年～令和4年「すまいの火災保険(旧家庭総合保険、住居建物総合保険を含む)」の事故件数割合です。

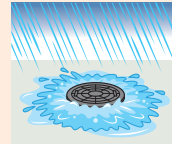


(注1) 水災の補償は、以下を選択することも可能です。
【共同住宅1棟以外のご契約】「水災一時金特約」をセットした場合、保険金額の5%に相当する額(1回の事故につき1敷地内ごとに100万円を限度)を保険金としてお支払いします。
【共同住宅1棟のご契約】「水災支払限度額特約」をセットした場合、1回の事故につき保険金額に支払限度額割合(10%または30%)を乗じた額を限度に保険金をお支払いします。

本当に水災のリスクはないですか？

河川からの距離に関わらず、排水路や下水管の処理能力を超えた水があふれる内水氾濫が近年増加しています。洪水ハザードマップで浸水地域に該当しない場合でも、水災が発生する可能性は十分あります。

※内水ハザードマップを作成している自治体もあります。作成の有無は国土交通省の「ハザードマップポータルサイト」で確認できます。



水災の保険料は、地域間の水災リスクの違いによる保険料の公平性を図るため、市区町村別に保険料の最も安い「水災リスク区分1」から最も高い「水災リスク区分5」まで、5つの区分に応じて決定されます。水災リスク区分は申込書や見積書上でご案内していますが、区分に関わらず、水災リスクがある点にご注意ください。



2 水災

台風、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等により、保険の対象である建物に建物評価額(保険の対象が家財の場合は再調達価額)の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水により損害が発生した場合に補償対象となります。また、庭木、屋外設備については、これらが付属する建物の水災の認定によるものとします。



用語のご説明

1 水ぬれ

給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の方が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれにより、保険の対象が損害を受けた場合に補償対象となります。なお、給排水設備自体に発生した損害を除きます。

地震保険

※地震保険は単独でご契約いただくことができません。
「タフ・すまいの保険」とセットで契約する必要があります。

地震保険の補償概要

地震等の損害に備えて、地震保険のセットをおすすめします。

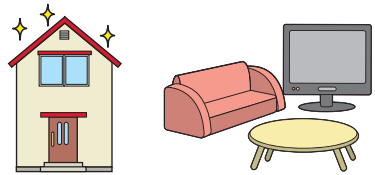
「タフ・すまいの保険」だけでは補償されない、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。



地震保険をご契約いただいていない場合は、地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害についても損害保険金をお支払いできません(ただし、「地震火災費用特約」はお支払対象となる場合があります)。

保険の対象について

地震保険の対象は、
「**居住用建物**」および「**家財**」です。



保険金額の設定について

地震保険の保険金額は、セットでご契約する「**タフ・すまいの保険**」の**保険金額の30%～50%の範囲**で1万円単位で設定できます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

保険金のお支払いについて

損害の程度(全損、大半損、小半損、一部損)に応じて、地震保険の**保険金額の一定の割合(100%、60%、30%、5%)**をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金	限度額
全損のとき	地震保険金額の 100%	時価額(注)
大半損のとき	地震保険金額の 60%	時価額(注)の 60%
小半損のとき	地震保険金額の 30%	時価額(注)の 30%
一部損のとき	地震保険金額の 5%	時価額(注)の 5%

(注)再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

※損害の程度が一部損に至らない場合には、保険金のお支払い対象とはなりません。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定の基準は、P27**契約概要のご説明②**
2 保険金をお支払いする場合(補償内容)をご参照ください。



用語の
ご説明

3 保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に払い込むべき金銭のことをいいます。

4 保険契約者

ご契約の当事者で、保険会社と保険契約を締結する方をいいます。したがって、保険契約者は保険契約の申込みを行い保険料を払い込む方になります。

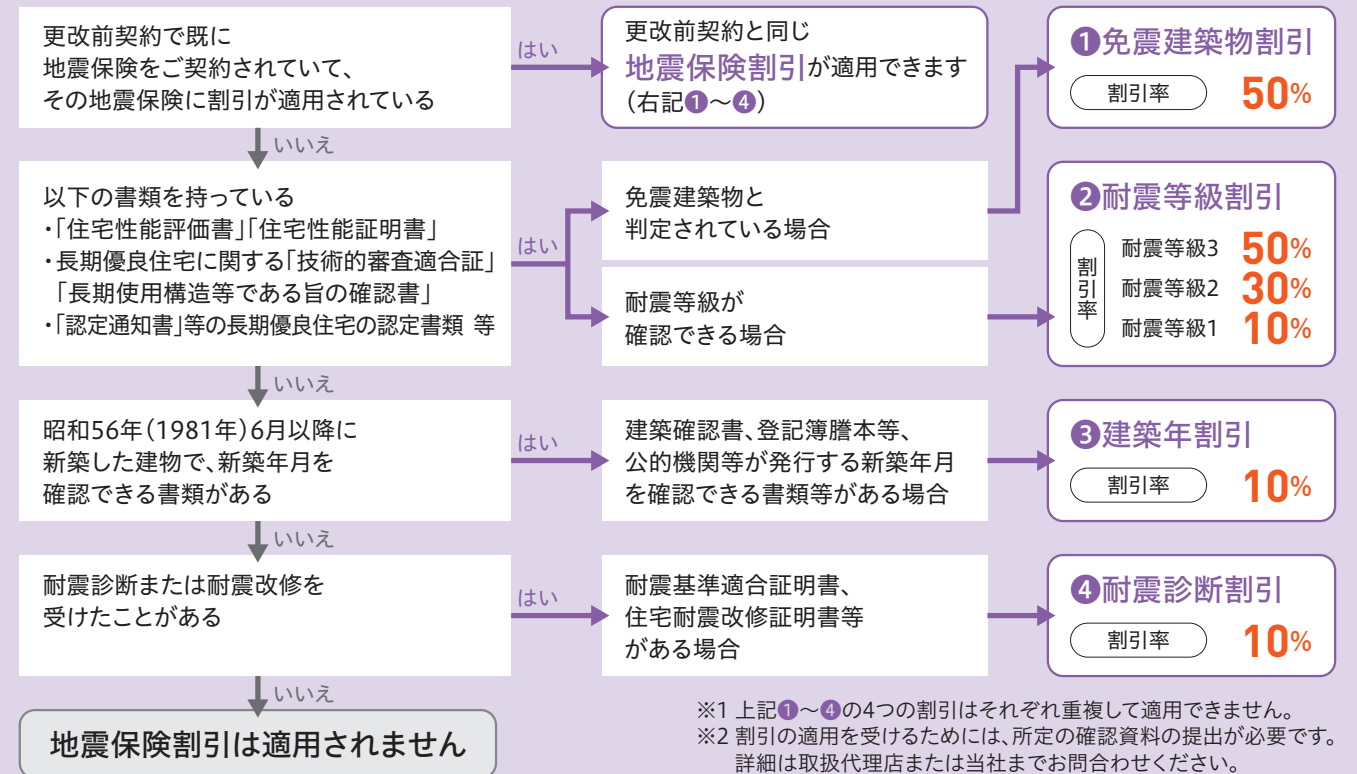
保険料について

- 地震保険の保険料**③**は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。
- 地震保険は、所定の確認資料の提出により、耐震・免震性能に応じた割引を適用できる場合があります。

以下の「地震保険割引簡易判定フローチャート」を使って割引を確認してください。

地震保険の割引についての詳細は **28ページ**

地震保険割引簡易判定フローチャート



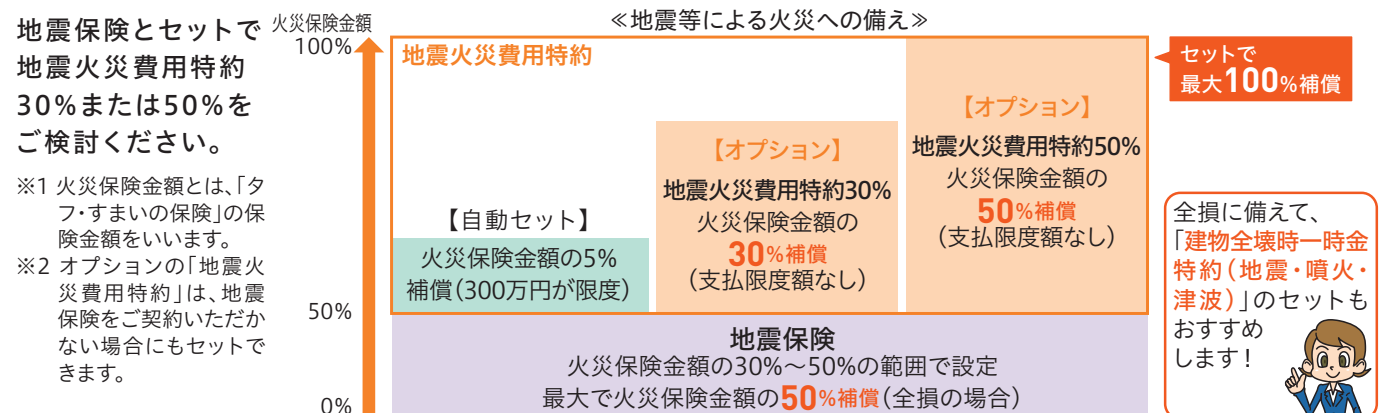
「地震保険」は保険料控除の対象です

	所得税の取扱い	個人住民税の取扱い
対象契約	地震保険	
所得控除限度額	最高 5万円	最高 2万5千円
控除対象保険料	払込 地震保険料 の 全額	払込 地震保険料 の 半額

- 保険契約者**④**が個人の場合、払い込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。
- 地震保険の保険期間が1年を超える場合(地震保険長期契約)で、一括で保険料を払い込みいただいた場合には、払い込みいただいた保険料を地震保険の保険期間で除した額が毎年の控除対象となります。分割払いの場合には、実際にその年に払い込みいただいた地震保険料が、控除対象となります。
- 左記は令和7年11月現在の税法上の取扱いの概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※ご契約後にお送りする保険証券(ペーパーレス保険証券を選択された場合は、「ID/パスワード」通知ハガキ)に「地震保険料控除証明書」が添付されていますのでご確認ください。

+ 地震火災費用特約について(地震保険セットの場合)



- 地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする火災によって、以下の損害が発生した場合等に「地震火災費用保険金」をお支払いします。
・保険の対象である建物(庭木および屋外設備は含みません)が半焼以上となった場合
・保険の対象である家財が全焼となった場合
- 「地震火災費用保険金」は、地震保険をセットしない場合でもお支払いしますが、地震等を原因とする損壊・埋没・流失による損害に対してはお支払いしませんので、ご注意ください。

自動セット特約・オプション特約

補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、P21～25補償内容の詳細①、②、③をご参照ください。

＋主な自動セット特約 各プラン共通の費用の補償です。

✓ 特定非常災害等避難時一時金特約



保険の対象に「家財」を含み、家財の記名被保険者が個人の場合に自動セットされます^(注1)。

以下の災害を避けるため、またはその災害の発生に伴い、被保険者が保険証券記載の建物から避難所等^(注2)へ避難した場合に、1回の災害等につき1万円を特定非常災害等避難時一時金としてお支払いし、早期避難をサポートします。

災害の種類	補償の対象となる条件
①風水害等	地方自治体等から「避難指示」以上が発令されたこと
②地震または地震による津波	「震度6強」以上の地震が観測されたこと、または「大津波に関する警報」が発表されたこと
③噴火または噴火による津波	噴火による津波が発生し、「大津波に関する警報」が発表されたこと、または前記以外の噴火による災害が発生し、地方自治体等から「避難指示」以上が発令されたこと

(注1)「自動継続特約(長期用)」により保険契約が自動継続される際、継続前の契約に本特約がセットされていない場合、本特約はセットされません。

(注2)地方自治体等が災害発生を踏まえて住民避難用に開設する公共施設等ならびに被保険者が手配した賃貸住宅および宿泊施設が対象となります。

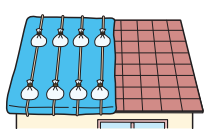
(注3)著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき指定される災害区分をいいます。

✓ 災害緊急費用特約

【損害範囲調査費用】

【仮修理費用】

【代替物賃借費用】



選択されたご契約プランで補償される損害の復旧にあたり支出した仮修理(ブルーシートによる養生等)や仮住まいの費用等の必要かつ有益な費用(1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額に10%を乗じた額または100万円のいずれか低い額が限度)を補償します。

ペット^(注1)の仮住まい費用^(注2)も補償!

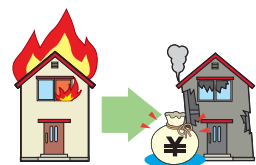


(注1)被保険者が被保険者個人の家庭において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している動物をいいます。

(注2)ペットが宿泊できる設備を備えたペットショップ、ペット美容院、動物病院またはペットホテルへの預け入れが対象となります。

※上記は「災害緊急費用特約」で対象となる費用の一部です。

✓ 特別費用保険金特約



✓ バルコニー等専用使用部分修繕費用特約



✓ 地震火災費用特約 (火災保険金額の5%補償)

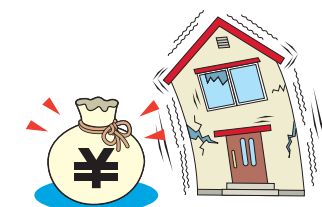
オプションで支払割合を30%・50%に変更できます!



※「バルコニー等専用使用部分修繕費用特約」は、保険の対象がマンション戸室等の区分所有建物の場合に自動セットされます。

＋オプション特約

✓ 建物全壊時一時金特約(地震・噴火・津波)



地震保険をセットしているご契約にセットできます。

地震等^(注)によって保険の対象となる建物が市町村長等から交付される罹災証明書によって「全壊」と認定された場合、または地震保険普通保険約款の規定に基づき「全損」と損害認定された場合に、建物保険金額の10%(1回の災害につき1敷地内ごとに200万円が限度)を補償します。

(注)災害対策基本法第2条に規定する「災害」のうち、地震、噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって発生した災害をいいます。

について①

日常生活を取り巻くリスクへの備えとして、さまざまな特約をご用意しています。

＋オプション特約

✓ ライフライン停止時仮すまい費用等特約



偶然な事故により保険の対象となる建物または保険の対象を収容する建物に対する電気、ガスまたは水道の供給が12時間以上継続して停止した場合^(注1)に支出した仮住まい費用や発電機のレンタル代等の代替物賃借費用の実費(1回の供給停止期間を通じて10万円限度)を補償します。なお、マンション等の共同住宅建物において、事業者が占有していない供給設備等が停止した場合は補償対象外です。

(注1)保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に損害が発生し、その損害を直接の原因としてライフラインの供給が停止した場合は対象外となります。また、地震・噴火・津波による供給停止、計画的な供給停止等によって発生した費用も対象外となります。

P25の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

＜代替物賃借費用に関する災害緊急費用特約(自動セット)とライフライン停止時仮すまい費用等特約の違い＞

保険の対象への損害	発生する費用	補償の有無
損害あり	保険の対象の代替物賃借費用 ^(注2)	災害緊急費用特約(自動セット)で補償 ^(注4)
	ライフライン代替物賃借費用 ^(注3)	補償なし
損害なし	保険の対象の代替物賃借費用 ^(注2)	ライフライン停止時仮すまい費用等特約で補償
	ライフライン代替物賃借費用 ^(注3)	

ペット^(注5)の仮住まい費用^(注6)も補償!



(注2)保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の代替として使用する物の賃借費用をいいます。

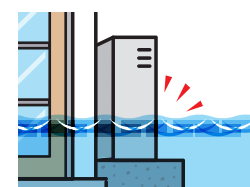
(注3)電気、ガスまたは水道の供給を行う機器等の賃借費用をいいます。

(注4)選択されたご契約プランで補償される事故によって損害が発生した場合に限ります。

(注5)被保険者が被保険者個人の家庭において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している動物をいいます。

(注6)ペットが宿泊できる設備を備えたペットショップ、ペット美容院、動物病院またはペットホテルへの預け入れが対象となります。

✓ 特定機械設備水災補償特約



「フルサポートプラン」または「セレクト(破損汚損なし)プラン」で、保険の対象に「建物」を含むご契約にセットできます。水災の補償がない契約、水災の補償を一部補償としているご契約にはセットできません。

台風・豪雨等による洪水等により、電気設備やガス設備等の機械設備に損害が発生し、床下浸水等で基本補償における浸水条件を満たさない場合に、1回の事故につき1敷地内ごとに最大100万円まで補償します。

※「水災支払限度額特約」、「水災一時金特約」と同時にセットすることはできません。

戸建て・共同住宅1棟を所有のお客さま向け

✓ 建物省エネ化費用特約



次の①～③の条件をすべて満たす契約にセットできます。

①マンション戸室の契約を除きます。

②保険の対象となる建物の建築年月^(注1)が平成29年12月31日以前である契約。

③建物保険金額を建物評価額の80%以上で設定している契約。

選択されたご契約プランで補償される事故によって、保険の対象となる建物が「全焼・全壊」となり損害保険金が支払われる場合に、保険の対象となる建物を「省エネ基準適合建物^(注2)」に建てかえ、買いかえ等を行う費用として、建物保険金額に10%を乗じた額(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度)を補償します。

(注1)建築年月が不明の契約にはセットできません。

(注2)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に定める建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅をいいます。

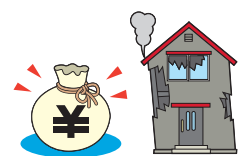
※太陽光パネルやエネファーム等の設置を要件とするものではありません。

自動セット特約・オプション特約

補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、P21～25補償内容の詳細①、②、③をご参照ください。

＋オプション特約

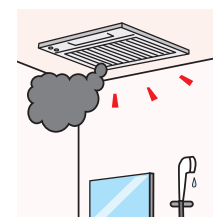
事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約



①火災、落雷、破裂・爆発 ②風災、雹災、雪災 ③盗難 ④水災 の事故により損害保険金が支払われる場合に、事故発生時に臨時に発生する費用として、損害保険金にプラスして損害保険金の10%(支払限度額100万円)を補償します。

※「水ぬれ」「通貨・預貯金証券等盗難」「破損、汚損等(「電氣的・機械的事故」を含みます)」の事故による損害については支払対象外となります。

建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用)



「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」のご契約にセットできます。ただし、築年数が10年超の建物についてはこの特約を新たにセットすることはできません。

電気設備やガス設備等の機械設備に、基本補償では補償対象とならない「電気により発生した焦損・炭化・絶縁破壊等の物的損害を伴う事故」や、「機械の稼働により発生した亀裂・折損・変形・剥離等の物的損害を伴う事故」が発生した場合に、1回の事故につき1敷地内ごとに建物保険金額を限度に補償します。

※建物の免責金額「なし」「1万円」「3万円」を選択した場合は免責金額「5万円」が適用され、その他の場合は建物の「破損、汚損等」による損害と同額の免責金額が適用されます。

類焼損害・失火見舞費用特約



類焼損害

火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に発生した損害を、1回の事故につき最大1億円まで補償します。

※1 損害の発生した近隣の建物や収容動産に保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、近隣の類焼補償対象物(居住用の建物・収容家財、事業用の建物・収容動産)の損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金を差し引いて保険金をお支払いします。

※2 保険の対象の所在地が異なる別々の物件にはこの特約をそれぞれセットする必要があります。

失火見舞費用

火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に損害が発生したために支出した見舞金等の費用を補償します。

※1被災世帯あたり30万円を限度とし、1回の事故につき、損害保険金の30%を限度とします。

P25の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

※【示談交渉サービス】表示のある特約では、示談交渉サービスがご利用いただけます。ただし、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。なお、「日常生活賠償特約」においては日本国外で発生した事故も示談交渉サービスの対象外となります。また、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。



用語のご説明

5 受託物

被保険者が使用または管理する他人の財物で、被保険者が日本国内において日常生活上の必要に応じて他人から受託した財物をいいます。

※通貨・有価証券類、貴金属・骨董、自動車・原動機付自転車・船舶・航空機、銃器・刀剣、動物・植物、公序良俗に反する物等受託物に含まれないものがあります。

について②

日常生活を取り巻くリスクへの備えとして、さまざまな特約をご用意しています。

日常生活賠償特約

示談交渉サービス



日本国内または国外において住宅(別荘等を含みます)の所有・使用・管理または日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物を損壊させ法律上の損害賠償責任を負った場合の損害または日本国内において電車等(注)の損壊を伴わない運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を、1回の事故につき最大3億円まで補償します。

(注) 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます(ジェットコースター等遊園地等で使用されるものは除きます)。

P25の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

受託物賠償特約

示談交渉サービス



日本国内において、他人から預かったものやレンタル品等の受託物(注)を損壊、紛失させたこと、または盗難にあったことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償します。

※特約保険金額は「30万円」「100万円」のいずれかから選択します。お支払いする保険金は1回の事故につき特約保険金額が限度になります。

P25の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

弁護士費用特約



弁護士費用等

日本国内における偶然な事故によって、ケガをしたり、住宅や家財が損害を受け、損害賠償請求を弁護士等に委任したときの費用等を、1回の事故につき被保険者1名ごとに最大300万円まで補償します。

法律相談費用

日本国内における偶然な事故によって、ケガをしたり、住宅や家財が損害を受けた場合の弁護士等への法律相談費用を、1回の事故につき被保険者1名ごとに最大10万円まで補償します。

P25の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

自宅外家財特約



「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」で、保険の対象に「家財」を含むご契約にセットできます。

選択されたご契約プランで補償される事故によって、日本国内外で携行中の家財や、日本国内の別荘等に収容する家財に発生した損害を補償します。

※1 特約保険金額は「10万円」「20万円」「30万円」「40万円」「50万円」「100万円」のいずれかから選択します。お支払いする保険金は1回の事故につき特約保険金額が限度となります。

※2 免責金額は、保険の対象である「家財」と同じ免責金額が適用されます。ただし、家財免責金額「なし」「1万円」「3万円」を選択したご契約であっても、自宅外家財の「水ぬれ」「破損、汚損等」による損害については、1回の事故につき免責金額「5万円」が適用されます。

P25の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

防災・減災のサポート



あいおいニッセイ同和損保アプリ(タフ・すまいの保険)

平時には災害発生時の備え、災害発生時には災害情報・警報情報の確認、災害発生後には事故報告等の機能を備えたタフ・すまいの保険契約者向けのアプリです。

平 時	災害発生時	災害発生後
防災家族会議の開催 避難場所や防災用品をチェックし災害に備える 	災害発生情報の通知 気象警報情報や震度情報等の災害情報を通知 SNSを解析し、近隣で発生している災害情報等を画像・動画付きで発信 サービス提供: JX通信社 [FASTALERT]	事故報告・保険金請求 アプリから事故報告・保険金請求が可能 ホーム画面やお知らせ画面にて当社からの請求に関するお知らせ等を配信

建物診断ソリューション

平时から定期的に建物の状態(リスク)を把握し、必要に応じて損傷箇所の補修やメンテナンスを実施することで、防災・減災対策にお役立ていただけます。

1. アプリを起動し写真を撮影

2. アプリ上で写真を提出

3. 診断結果の受領

4. 診断結果の確認 ※診断結果レポートはイメージです。

※1 マンション戸室は本ソリューションの対象外となります。
 ※2 「診断結果レポート」の提供までは数日頂戴いたします(受付件数により所要日数が前後します)。なお、レポートの記載内容は限定的な情報を基に判定を行っているため、正確性を保証するものではありません。

cmap(シーマップ) ※ボタンを押下した先でご案内するcmapアプリをインストールのうえ、ご利用ください。

cmapでは、台風・豪雨・地震等のリスク情報を無償で一般公開しています。

主な機能

- 建物被害予測
被災建物数・被災率を市区町村ごとにリアルタイムで予測
- 危険度分布
気象庁が公開するリアルタイムな水災危険度分布(キキクル)を重ねて表示
- 各種アラートサービス(cmapアプリ限定)
防災気象情報、避難指示情報、降雷・豪雨アラート、水道管凍結アラートなどを対象地域の利用者に通知

被災建物数・被災件数率予測の表示イメージ

※本アプリの利用は無料ですが、本サービスに関わる通信料はお客様の負担となります。

アプリのダウンロード・その他の詳細については、あいおいニッセイ同和損保アプリ(タフ・すまいの保険)公式HP、cmap公式HPをご覧ください。
 ※右の二次元コードからアクセスしてください。

あいおいニッセイ同和損保アプリ(タフ・すまいの保険)公式HP

cmap公式HP

頼れるサービス

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

“すまいの困った”にスピーディーに対応する、頼れる無料サービスをご提供します。

●サービスを
ご利用
いただける方は

保険契約者または被保険者となります。保険契約者または被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。

下記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共に送付する「火災保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社HPから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえご確認ください)。

すまいの現場急行サービス

水回り クイック修理サービス

水回りのトラブルの専門業者を手配し、応急修理を行います。

トイレの つまりの除去 	給・排水管の つまりの除去 	給・排水管の 故障による あふれの原因 箇所の応急修理
----------------------------	------------------------------	--

玄関ドアカギ 開けサービス

玄関ドアのカギの専門業者を手配し、緊急開錠を行います。

玄関ドアの カギ開け

左記のトラブルの際、現場での30分以内の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。

- ※1 各種部品代・カギ作製代、上記の30分を超える応急修理・作業の場合の作業延長料金等はお客様負担となります。
- ※2 保険契約者または被保険者(保険の対象の所有者。以下同様とします)ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。
- ※3 玄関ドアのカギ開けサービスの対象は、建物または戸室の出入りに通常使用する玄関ドアのカギの開錠とします。カギの種類によっては、サービスの提供ができない場合があります。この場合、お客様の要望により破錠する場合があります(破錠後に必要となるカギ・シリンダー等の交換費用はお客様負担となります)。

対象となる建物	被保険者(被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります)が居住する保険証券に記載された居住建物(保険の対象が家財の場合はその家財を収容する居住建物)が対象となります。 ※1 居住建物に固着していない屋外の給・排水設備は対象となりません。 ※2 居住部分については被保険者が居住していない場合、店舗部分については被保険者が使用していない場合は対象となりません。
対象となる地域	日本国内となります。一部地域(離島等)ではご利用いただけません。

- すまいの現場急行サービスのご利用は、あんしんサポートセンター(0120-985-024)にご連絡をいただき、当社がサービス提供を委託するMS&ADグランアシスタンス(株)が手配する業者をご利用いただくことが条件となります。
- MS&ADグランアシスタンス(株)が手配する業者以外で、お客様が自ら業者を手配し応急修理を行う場合は、業者を手配される前にあんしんサポートセンターにご連絡ください。この場合にかぎり、10,000円を限度に実費をお支払いします。
- 一部地域や時間帯によってはサービスの提供ができない場合があります。

すまいの現場急行サービスの
ご利用は、右記までご連絡ください。

24時間
365日受付
0120-985-024 (無料)
※おかけ間違いにご注意ください。



すまいの安心サポート

暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

法律のご相談

税務のご相談

- 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- すまいの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- すまいの安心サポートは、当社が委託しているダイヤル・サービス株式会社が提供します。

すまいの安心サポートの
ご利用は、右記までご連絡ください。

平日13～17時
(土日・祝日、12/29～1/5を除きます)
0120-4132-56 (無料)
※おかけ間違いにご注意ください。
※音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、保険契約者または被保険者の**お名前**、**ご加入の保険商品名**の他、証券番号またはサービスガイドに掲載された**サービスご利用番号(4桁)**が必要となります。

ご契約条件について①

まずは保険金額の設定についてご確認ください。

建物保険金額の設定について



1 新価(再調達価額^(注))基準の「建物評価額」を算出します。

(注)「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

新築年月および新築当時の
建築価額がわかる場合

※建物評価額は、土地代および庭木、
屋外設備の価額を除いて算出します。

新築当時の建築価額に物価等の
価格変動率(建築費倍数)を乗じて算出します。

[算式のイメージ]

$$\text{建物評価額} = \text{新築当時の建築価額} \times \text{建築費倍数}$$

新築年月および新築当時の
建築価額がわからない場合

1㎡あたりの新築費単価に延床(専有)面積を
乗じて算出します。

[算式のイメージ]

$$\text{建物評価額} = \text{1㎡あたりの新築費単価} \times \text{延床(専有)面積}$$

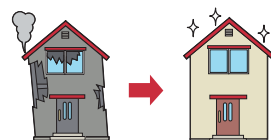
※算出した標準的な建物評価額を基に、必要に応じて実態にあわせた調整を行います。

区分所有マンションの専有
戸室を対象とする場合

2 「建物評価額」を限度に、「建物保険金額」を設定します。

建物保険金額は、ご契約時の建物評価額を限度として100万円以上1万円単位で任意に設定できます。
ただし、建物評価額の10%未満では設定することができません。

建物保険金額は建物評価額と同額で設定されることをおすすめします。
これにより、建物が全焼した場合でも、お支払いする損害保険金で
建物を再築または再取得することができます。



屋外設備について

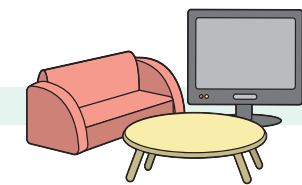
建物をご契約の場合、建物敷地内に設置されている屋外設備は庭木^(注)との合計で100万円を限度に補償します。
屋外設備について100万円を超える補償が必要な場合は、「屋外明記物件特約」をセットしていただく必要があります。

(注)庭木の単独損害に対しては、保険金をお支払いしません。
※「屋外明記物件特約」については、P23補償内容の詳細②をご参照ください。

昨今、建築資材や人件費の高騰により、**建築工事費が高騰**しています。
「建物評価額」は、物価変動に伴い保険の対象に変更がない場合でも、変更になる可能性があります。
ご契約更新の都度、「建物評価額」を確認のうえ「建物保険金額」を設定してください。
「家財」をご契約のお客さまは、家族状況の変化等にあわせて、「家財評価額」と「家財保険金額」をご確認ください。



家財保険金額の設定について



1 新価(再調達価額^(注))基準の「家財評価額」を算出します。

(注)「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

世帯主の年令と家族構成により、標準的な家財評価額を算出します。

※算出した標準的な評価額を基に、必要に応じて実態にあわせた調整を行います。

[家財評価額の目安]

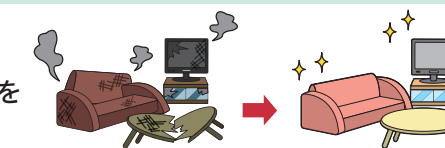
[単位:万円]

世帯主 の年令	家族 構成	2名		3名		4名			5名				独身世帯 ・ 単身世帯
		夫婦のみ	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	
		—	子ども1名	—	子ども2名	子ども1名	—	子ども3名	子ども2名	子ども1名	—	—	
27才以下	—	—	—	大人1名	—	大人1名	大人2名	—	大人1名	大人2名	大人3名	—	300
28才～32才	550	640	680	730	770	810	820	860	900	940			
33才～37才	710	800	840	890	930	970	980	1,020	1,060	1,100			
38才～42才	990	1,080	1,120	1,170	1,210	1,250	1,260	1,300	1,340	1,380			
43才～47才	1,220	1,310	1,350	1,400	1,440	1,480	1,490	1,530	1,570	1,610			
48才以上	1,400	1,490	1,530	1,580	1,620	1,660	1,670	1,710	1,750	1,790			
	1,480	1,570	1,610	1,660	1,700	1,740	1,750	1,790	1,830	1,870			

2 「家財評価額」を限度に、「家財保険金額」を設定します。

家財保険金額は、ご契約時の家財評価額を限度として50万円以上1万円単位で任意に設定できます。
万が一の事故の際は、家財保険金額を限度として、新価(再調達価額)基準の損害の額を補償します。

家財保険金額は家財評価額と同額で設定されることをおすすめします。
これにより、家財が全焼した場合でも、お支払いする損害保険金で家財一式を
再取得することができます。



※複数のご契約に分けて加入される場合は、ご契約をまとめて加入される場合よりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

貴金属等について

家財をご契約の場合、貴金属等^(注)については自動的に保険の対象に含まれますが、1個または1組について100万円
または家財保険金額のいずれか低い額が損害保険金の限度となります。
また、他の家財の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額が損害保険金の限度となります。貴金属等^(注)の
100万円を超える損害についての補償を希望される場合は「家財明記物件特約」をセットしていただく必要があります。

(注) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。1個または1組ごとの再調達価額が30万円を超えるものは再調達
価額および家財保険金額に含みません。
※「家財明記物件特約」については、P23補償内容の詳細②をご参照ください。

ご契約条件について②

次に、物件種別・構造級別の判定、保険期間・保険料払込方法についてご案内します。

物件種別・構造級別の判定について

「タフ・すまいの保険」は、建物の「物件種別」や「構造級別」等によって、保険料が変わります。

1 対象の物件について

「物件種別」は建物の用途で判定します。



専用住宅・共同住宅 (住宅物件)

住居のみに使用する建物および
収容家財

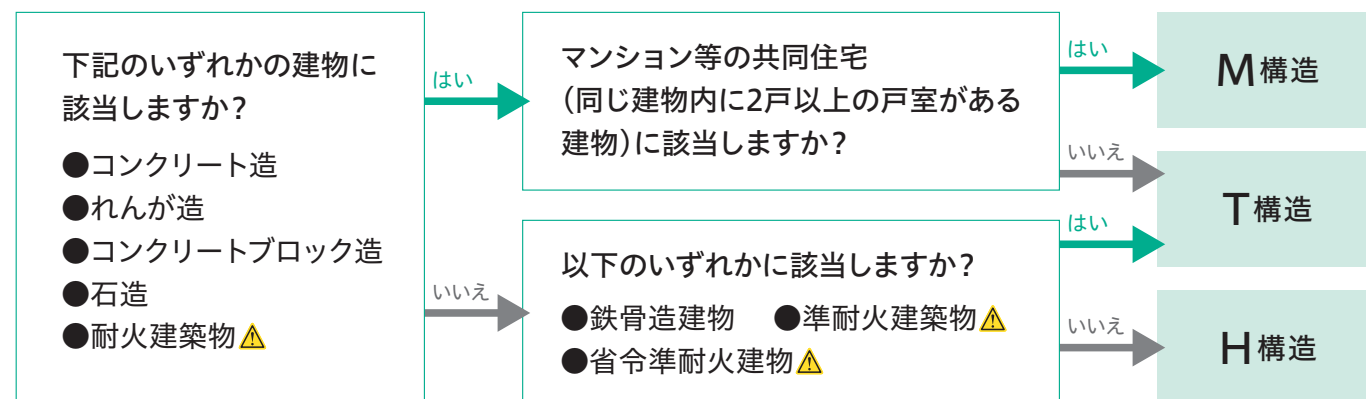


併用住宅(一般物件)

店舗や事務所、作業場等を併設
した居住用建物および収容家財

2 構造級別判定フローチャート

「構造級別」は、建物の構造や用法、法令上の耐火性能で判定します。



※1 耐火建築物には、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。なお、建築物全体の倒壊・延焼に影響がない一部の主要構造部について、防火上有効な構造の防火壁または防火床で区画をしている場合には、区画された部分について耐火構造である必要はありません。

※2 準耐火建築物には、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

⚠ 法令上の耐火性能(耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物)に基づいて構造級別を判定する場合は、確認書類のコピーを提出いただく場合があります。詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

経過措置の適用条件

構造級別が、H構造に該当した場合は、「経過措置」の適用対象となり、地震保険の保険料が軽減される場合があります。

※平成22年(2010年)1月に実施しました構造級別の判定方法変更に伴い、更改前契約の構造級別がB構造または2級と判定された建物が、更改後契約でH構造と判定される場合には、一定条件を満たすときに「経過措置」の適用対象となります。「経過措置」の適用条件については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険期間・保険料払込方法について

1 保険期間をお選びください。

保険期間は2年から5年までの整数年で設定できます。

2～5年



長期一括払

ご契約条件について③

最後に、自動継続方式についてご案内します。

自動継続方式について

自動継続方式の概要

「タフ・すまいの保険」で保険の対象に建物を含み、保険期間を5年で契約いただいた場合、「自動継続方式」を選択することができます。

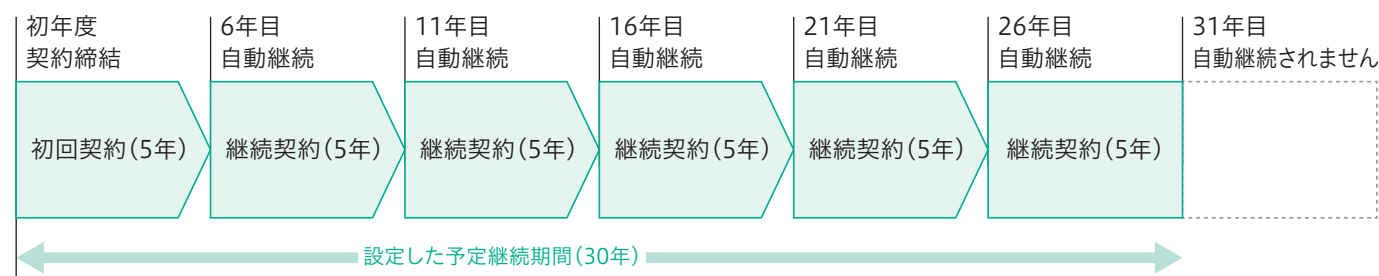
自動継続方式は、契約締結時に「予定継続期間」を設定し、予定継続期間満了まで自動継続する仕組みです。継続契約の保険期間は「5年」または「1年」から選択できます。

※他の保険契約等がある契約、建築年または建築月が不明の契約等について、本方式を選択することはできません。

予定継続期間

初回契約の締結時にあらかじめ設定する自動継続の有効期間（何年後まで保険契約を自動継続するか）をいいます。初回契約の保険期間を含めて、6～40年の間でローン完済予定年月に基づいて任意に設定することができます。

例 予定継続期間を30年で設定した場合（継続契約の保険期間は5年を選択）



自動継続特約（長期用）について

満期日の属する月の前月10日までに保険契約者または当社から継続しない旨の意思表示がない場合、同一内容^(注)で自動継続されます。また、初回契約に告知していただいた内容は、自動継続されるご契約においても引き継がれます。

(注)当社が、制度（普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます）または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。「予定継続期間」内に商品・料率改定を実施した場合には、継続契約の補償内容や保険料等が継続前契約から変更となる可能性があります。また、建築費または物価の変動等に従って建物の価額が増加または減少し、建物保険金額の再設定が必要となった場合には、継続後の保険契約の建物保険金額を調整してご案内する場合があります。継続時に変更内容をご確認ください。

地震保険の取扱い

セットでご契約する「タフ・すまいの保険」の自動継続時に地震保険もあわせて自動継続されます。

「自動継続特約（長期用）」がセットされた契約の取扱い

「タフ・すまいの保険」で継続契約の保険期間5年を選択した場合

- 「タフ・すまいの保険」は、始期日から5年経過以後、予定継続期間満了まで5年ごとに自動継続されます（始期日から5年経過以後の継続契約の保険期間は原則5年ですが、予定継続期間満了までの年数が5年未満の場合にはその年数となります）。
- 地震保険は、セットでご契約する「タフ・すまいの保険」と同じ保険期間となります。

例1 予定継続期間28年／初年度に地震保険5年自動継続を選択した場合

タフ・すまいの保険

5年	5年	5年	5年	5年	3年
----	----	----	----	----	----

地震保険

5年	5年	5年	5年	5年	3年
----	----	----	----	----	----

28年

「タフ・すまいの保険」で継続契約の保険期間1年を選択した場合

- 「タフ・すまいの保険」は、始期日から5年経過以後、予定継続期間満了まで1年ごとに自動継続されます。
- 地震保険は、セットでご契約する「タフ・すまいの保険」と同じ保険期間となります。

例2 予定継続期間20年／初年度に地震保険5年自動継続を選択した場合

タフ・すまいの保険

5年	1年	1年	1年	...	1年	1年	1年
----	----	----	----	-----	----	----	----

地震保険

5年	1年	1年	1年	...	1年	1年	1年
----	----	----	----	-----	----	----	----

20年

補償内容の詳細①

1 基本補償（損害保険金や費用保険金）

	保険金をお支払いする場合 (消防または避難に必要な処置による損害を含みます)	プラン ^(注1) (○:対象、×:対象外)			
		フルサポート プラン	セレクト (水災なし) プラン	セレクト (破損汚損なし) プラン	セレクト (水災、破損汚損なし) プラン
建物・家財の補償 【損害保険金】	① 火災、落雷、破裂・爆発 火災、落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)により、保険の対象が損害を受けた場合	○	○	○	○
	② 風災、雹災、雪災 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます)により、保険の対象が損害を受けた場合	○	○	○	○
	③ 水ぬれ 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の方が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれにより、保険の対象が損害を受けた場合 なお、給排水設備自体に発生した損害を除きます。	○	○	○	○
	④ 盗難 強盗、窃盗またはこれらの末遂に伴い、保険の対象に損傷または汚損等の損害が発生した場合	○	○	○	○
	⑤ 水災^(注2) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象である建物に建物評価額(保険の対象が家財の場合は再調達価額)の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水 ^(注3) もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象が損害を受けた場合	○	×	○	×
	⑥ 破損、汚損等 不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が発生した場合 ただし、上記 ① から ④ までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象が損害を被る事故を除きます。	○	○	×	×
事故に伴う費用 【費用保険金】	事故時諸費用保険金^(注4) (事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約) ①「火災、落雷、破裂・爆発」②「風災、雹災、雪災」④「盗難(通貨・預貯金証書等盗難を除く)」⑤「水災」の事故により損害保険金支払われる場合に、事故発生時に臨時に発生する費用として、損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額(保険証券記載の支払限度額が限度)をお支払いする特約です。なお、「屋外明記物件特約」、「家財明記物件特約」、「特定機械設備水災補償特約」をセットしている場合は、これらの損害に対しても事故時諸費用保険金をお支払いします。	○	○	○	○
	地震火災費用保険金 (地震火災費用特約) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって、保険の対象が損害を受け次のいずれかの条件を満たす場合 ・保険の対象である建物(庭木および屋外設備は含みません)や家財または家財明記物件を収容する建物が半壊以上となった場合 ・保険の対象である家財または家財明記物件が全焼した場合 ・屋外明記物件の火災による損害の額が、屋外明記物件の再調達価額の50%以上となった場合	○	○	○	○
	災害緊急費用保険金 (災害緊急費用特約) 選択されたご契約プランで補償される事故によって保険の対象である建物または家財が損害を受けた結果、復旧にあたり当社の承認を得て仮修理費用や仮住まいの賃借費用などを支出した場合。なお、「屋外明記物件特約」、「家財明記物件特約」、「建物電氣的・機械的的事故特約(専用・併用住宅用)」、「特定機械設備水災補償特約」をセットしている場合は、これらの損害に対しても災害緊急費用保険金をお支払いします。	○	○	○	○
	特別費用保険金 (特別費用保険金特約) 建物の損害に対する損害保険金の支払額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合	○	○	○	○
	損害防止費用 事故が発生した場合に、その損害の発生または拡大の防止のため消火活動に必要なまたは有益な所定の費用を支出した場合	○	○	○	○
	権利保全行使費用 事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が、当社が代位取得する債権の保全および行使をする際に必要な手続きのための費用を支出した場合	○	○	○	○

(注1)保険期間中にプランの変更を希望される場合は、保険契約を解約後、改めてご契約していただく必要がありますのでご了承ください。(注2)「水災一時金特約」をセットした場合、保険金額の5%に相当する額(1回の事故につき1敷地内ごとに100万円を限度)を保険金としてお支払いします。また、「水災支払限度額特約」をセットした場合、1回の事故につき保険金額に支払限度額割合(10%または30%)を乗じた額を限度に保険金をお支払いします。(注3)居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水をいいます。(注4)支払対象となる事故の範囲を上記 ① の事故に限定する「事故時諸費用(火災等限定)特約」を選択することもできます。また、いずれの特約もセットしないことで、事故時諸費用保険金を支払対象外(補償なし)とすることもできます。(注5)建物保険金額が再調達価額と残存物取片づけ費用との合計額を著しく上回る場合は、再調達価額と残存物取片づけ費用との合計額とします。

タフ・すまいの保険の基本補償および保険金をお支払いできない主な場合 をご説明します。

※詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

基本補償(損害保険金や費用保険金)の主な補償内容は下記のとおりです。

お支払いする保険金の計算		保険金をお支払いできない主な場合
建物の場合	【全焼・全壊*の場合】 損害保険金＝建物保険金額 ^(注5) 【全焼・全壊*以外の場合】 損害保険金＝損害の額－免責金額 ※損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。 *全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。 保険の対象である保険証券記載の建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積 保険の対象である保険証券記載の建物の延床面積 ●損害の額の算出方法は下記のとおりです。 1. 焼失、流失または損壊 損害の額＝修理費 ^(注6) －修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額 2. 盗取 損害の額＝再調達価額 ^(注7) 損害を被った保険の対象が庭木または屋外設備の場合、損害保険金の額は、1回の事故につき庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。この場合の損害保険金の額は、庭木および屋外設備以外の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を限度とします。庭木の損害については、事故により損害が発生した日からその日を含めて7日以内に枯死した場合に損害保険金をお支払いします。ただし、その庭木と保険の対象である建物が同一の事故により損害を受けたときに限ります。	左記 ① から ⑥ の事故に共通の項目 次に掲げる事由によって発生した損害 ●保険契約者、被保険者、これらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ●保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ●保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●保険の対象の欠陥 ●建物等に対する風、雨、雪、雹もしくは砂塵等の吹込み、漏入 ●保険の対象の置き忘れ、紛失(家財の場合) ●戦争、革命、内乱、暴動 等 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●核燃料物質等による事故 等
	損害保険金＝損害の額－免責金額 ※損害保険金として支払う額は、1回の事故につき家財保険金額を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。 ●損害の額の算出方法は下記のとおりです。 1. 焼失、流失または損壊 損害の額＝修理費 ^(注6) －修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額 2. 盗取【下記3.および4.以外】 損害の額＝再調達価額 ^(注7) 3. 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難 損害の額＝盗難にあった通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の額【1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度】 4. 預貯金証書の盗難 損害の額＝盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から引き出された現金の額【1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度】 損害を被った保険の対象が貴金属等の場合で、損害の額が1個または1組について100万円を超えるときは、損害保険金の支払額は1個または1組につき100万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とし、その他の保険の対象の損害と合わせて1回の事故につき家財保険金額を損害保険金の限度とします。 ※免責金額は保険証券に記載されています(保険証券に免責金額の記載がない場合は適用されません)。ただし、建物・家財それぞれの免責金額「なし」「1万円」「3万円」を選択した場合でも、左記 ③、⑥ の事故による損害については1回の事故につき免責金額「5万円」が適用されます。	左記 ⑥ の事故に固有の項目 ●差押え、収用、没収等の公権力の行使 ●保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失、技術の拙劣による損害 ●外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的事故・機械的的事故による損害 ●詐欺、横領による損害 ●土地の沈下、隆起、移動、振動等 ●電球・ブラウン管等の管球類に発生した単独損害 ●楽器の弦や打楽器の打皮に発生した単独損害(家財の場合) ●楽器の音色または音質の変化(家財の場合) ●船舶、航空機およびこれらの付属品に発生した損害(家財の場合) ●無人で地上・地中または水上・水中もしくは空中を運行する機械およびラジオコントロール模型ならびにその付属品に発生した損害(家財の場合) ●保険の対象である液体の流出または混合による損害(家財の場合) ●携帯電話、スマートフォン、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品に発生した損害(家財の場合) ●眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等に発生した損害(家財の場合) 等
損害保険金×10% 【1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度】 ※左記 ①、②、④、⑤ の事故による損害が補償対象となります。ただし、④のうち、通貨・預貯金証書等の盗難による損害を除きます。		後記 ④ 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合 参照
自動セット 保険金額 ^(注8) ×5%【1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度】 オプション 保険金額 ^(注8) ×30%または50%【支払限度額なし】		
保険の対象の復旧にあたり、当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用の額 【1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額 ^(注8) に10%を乗じた額または100万円のいずれか低い額が限度】		
損害保険金×10%【1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度】		
損害防止費用の額		
権利保全行使費用の額		

(注6)損害が発生した時の発生した場所における、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復旧するために必要な修理または交換費用のうちいずれか低い額(復旧しない場合には、修理または交換を行ったときに要すると認められる費用のうちいずれか低い額)をいいます。修理費には、残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、損害範囲確定の調査費用、点検・調整・試運転費用、仮修理費用、土地を含む代替物の賃借・設置・撤去費用、割増賃金費用を含みません。(注7)盗取された保険の対象を回収することができたときは、「1. 焼失、流失または損壊」の規定による損害の額とそのために支出した費用の合計額を損害の額とします。ただし、その損害の額は再調達価額を限度とします。(注8)家財または家財明記物件もしくは屋外明記物件が保険の対象である場合において、家財または家財明記物件もしくは屋外明記物件の保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とします。

補償内容の詳細②

オプションの特約について、補償内容および保険金をお支払いできない
主な場合をご説明します。 ※詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

2 主な特約と補償内容

別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる特約のうち、主な特約とその概要は下記のとおりです。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない 主な場合(各特約固有)
屋外明記物件特約 選択されたご契約プランで補償される事故によって、屋外明記物件 ^(注1) に損害が発生した場合に、1回の事故につき屋外明記物件保険金額を限度に損害保険金をお支払いします ^(注2) 。 (注1)屋外設備のうち保険金額を定めて保険証券に明記したものをいいます。 (注2)保険の対象である建物と同じ免責金額が適用されます。なお、建物の免責金額「なし」「1万円」「3万円」を選択した場合であっても、 ③水ぬれ⑥破損 、汚損等による損害については1回の事故につき免責金額「5万円」が適用されます。	前記 ①基本補償 「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ ただし、「水災一時金特約」をセットした場合、屋外明記物件については、選択したプランにかかわらず水災により発生した損害は補償されません。
家財明記物件特約 選択されたご契約プランで補償される事故によって、家財明記物件 ^(注1) に損害が発生した場合に、1回の事故につき家財明記物件保険金額を限度(盗難および破損、汚損等は1回の事故につき1個または1組ごとに100万円が限度)に損害保険金をお支払いします ^(注2) 。 (注1)貴金属等のうち保険証券に明記したものをいいます。 (注2)保険の対象である家財と同じ免責金額が適用されます。なお、家財の免責金額「なし」「1万円」「3万円」を選択した場合であっても、 ③水ぬれ⑥破損 、汚損等による損害については1回の事故につき免責金額「5万円」が適用されます。	前記 ①基本補償 「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ
自宅外家財特約 補償重複 選択されたご契約プランで補償される事故によって、被保険者が日本国内外で携行中の家財や、日本国内の別荘に収容する家財等に損害が発生した場合、1回の事故につき自宅外家財保険金額を限度に保険金をお支払いします。保険金の支払基準は再調達価額となります。 ※保険の対象である家財と同じ免責金額が適用されます。なお、家財の免責金額「なし」「1万円」「3万円」を選択した場合であっても、 ③水ぬれ⑥破損 、汚損等による損害については1回の事故につき免責金額「5万円」が適用されます。	後記 ④各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合 のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、変質 等 ●保険の対象のすり傷、かき傷等のその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入 ●保険の対象の置き忘れまたは紛失 等
自宅外家財に含まれない主な物 ●船舶、航空機およびこれらの付属品 ●自動車、ETC車載器等 ●原動機付自転車およびその付属品 ●自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品 ●無人機・ラジコン ●パソコン、タブレット端末、ウェアラブル端末等 ●携帯電話、スマートフォン、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等	●眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物 ●動物および植物等の生物 ●通貨、有価証券類、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等 ●運転免許証、パスポート ●プログラム、データ 等 ●釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具
建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用) 電気設備やガス設備などの機械設備について、「電氣的事故・機械的事故」が発生した場合に、1回の事故につき1敷地内ごとに建物保険金額を限度に損害保険金をお支払いします ^(注) 。 (注)保険の対象である建物と同じ免責金額が適用されます。なお、建物の免責金額「なし」「1万円」「3万円」を選択した場合であっても、1回の事故につき免責金額「5万円」が適用されます。 ※1 電氣的事故とは、電気により発生した焦損・炭化・絶縁破壊などの物的損害を伴う事故をいいます。 ※2 機械的事故とは、機械の稼働により発生した亀裂・折損・変形・剥離などの物的損害を伴う事故をいいます。	前記 ①基本補償 「保険金をお支払いできない主な場合」に掲げる損害のほか、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しても、損害保険金をお支払いしません。 ただし、「外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的事故・機械的事故」については適用しません。 ●保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき事故(メーカーや販売店の保証制度の対象となる事故については、その保証制度を優先し、本特約の補償対象外となります(保証制度と重複する場合は保険金の支払対象外となります)。) ●不当な修理や改造によって発生した事故 ●乾電池、充電電池、電球、替刃、針等の消耗部品および付属部品の交換 ●コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに発生した損壊、改ざん、消去等 ●電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理 等
特定機械設備水災補償特約 台風・豪雨等による洪水などにより、電気設備やガス設備などの機械設備に損害が発生し、普通保険約款に規定する浸水条件を充足しない場合に、1回の事故につき1敷地内ごとに100万円を限度に損害保険金をお支払いします ^(注) 。なお、保険金の支払基準は再調達価額となります。 (注)保険の対象である建物の ⑤水災 と同じ免責金額が適用されます。	前記 ①基本補償 「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有)
建物省エネ化費用特約 選択されたご契約プランで補償される事故によって、保険の対象となる建物が「全焼・全壊」となり損害保険金が支払われる場合に、保険の対象となる建物を「省エネ基準適合建物 ^(注) 」に建てかえ、買いかえ等を行う費用として、建物保険金額に10%を乗じた額(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度)を補償します。 (注)省エネ基準適合建物とは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に定める建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅をいいます。	後記 ④各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合 参照
建物全壊時一時金特約(地震・噴火・津波) 地震等 ^(注) によって保険の対象となる建物が市町村長等から交付される罹災証明書によって「全壊」と認定された場合、または地震保険普通保険約款の規定に基づき「全損」と損害認定された場合に、建物保険金額の10%(1回の災害につき1敷地内ごとに200万円が限度)を補償します。 (注)災害対策基本法第2条に規定する「災害」のうち、地震、噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって発生した災害をいいます。	後記 ④各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合 のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●損害発生日から起算して1年を経過した後に罹災証明書の交付を受けた場合 ●地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害 等
類焼損害・失火見舞費用特約 補償重複 〈類焼損害保険金〉 建物やその収容家財からの火災または破裂・爆発事故によって、近隣の類焼補償対象物(居住用の建物・収容家財、事業用の建物・収容動産)に類焼した場合に、1回の事故につき1億円を限度に類焼損害保険金をお支払いします。類焼先に他の保険契約等がある場合は、その保険契約等から支払われる保険金で不足する部分に対して類焼損害保険金をお支払いします。	後記 ④各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合 のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 〈類焼損害保険金〉 ●保険契約者、主契約被保険者等の故意によって発生した損害 ●類焼補償対象物の所有者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した損害 ●保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した損害 等 〈失火見舞費用保険金〉 ●保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した損害 ●保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって発生した損害 等
類焼補償対象物に含まれない主な物 ●保険の対象である建物およびその建物に収容される動産 ●保険の対象である家財およびその家財を収容する建物 ●主契約被保険者または主契約被保険者の同居の親族の所有する建物、動産 ●建築中または取壊し中の建物 ●屋外設備・装置 ●貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ●商品、原料、材料や見本品、展示品 等	
〈失火見舞費用保険金〉 建物やその収容家財等からの火災または破裂・爆発事故によって、第三者の所有物が損壊した場合に支出した見舞金等の費用について、1被災世帯あたり30万円限度、かつ1回の事故につき損害保険金の30%を限度に、失火見舞費用保険金をお支払いします。	
バルコニー等専用使用部分修繕費用特約 ※ 保険の対象がマンション戸室等の区分所有建物の場合に自動セットされます。 選択されたご契約プランで補償される事故によって、記名被保険者が専ら使用または管理する共用部分(バルコニー・玄関ドア等)に発生した損害について、管理組合の規約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度に補償します。 ただし、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき、記名被保険者に修繕の義務が発生した結果負担したものに限りです。	前記 ①基本補償 「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ
弁護士費用特約 補償重複 日本国内における偶然な事故によって被保険者 ^(注1) が、ケガをしたり、住宅 ^(注2) や家財が損害を受けた場合の、損害賠償請求を弁護士等 ^(注3) に委任したときの費用(1回の事故につき、被保険者1名ごとに300万円が限度)や弁護士等 ^(注3) への法律相談費用(1回の事故につき、被保険者1名ごとに10万円が限度)を補償します。 (注1)被保険者とは次の①から④に掲げる方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 (注2)住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。 (注3)弁護士等とは、弁護士、司法書士または行政書士をいいます。	後記 ④各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合 のほか、次に掲げる事由によって発生した被害による損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって発生した事故 ●被保険者が法令に定められた運転資格を持たないまたは酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に発生した事故 ●住宅または生活用動産の差押え、収用等国または公共団体の公権力の行使 ●住宅もしくは生活用動産自体の欠陥や自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またははねずみ食いもしくは虫食い 等 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続にかかわる法律相談 ●売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用、請負、委任、寄託、斡旋、仲介、サービス・役務の提供またはその他の契約にかかわる法律相談 ●日照権等の住宅・日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談 等
ライフライン停止時仮すまい費用等特約 補償重複 偶然な事故により保険の対象となる建物または保険の対象を収容する建物に対する電気、ガスまたは水道の供給が12時間以上継続して停止した場合に支出した費用(代替物賃借費用・ライフライン代替物賃借費用)の実費(1回の供給停止期間を通じて10万円限度)を補償します。	後記 ④各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合 のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●計画停電、労働争議に伴う供給停止等、あらかじめ決定されている供給停止 ●テロ行為等による供給停止 等

補償内容の詳細③

オプションの特約について、補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。 ※詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない 主な場合(各特約固有)
日常生活賠償特約 補償重複 示談交渉サービス	日本国内または国外において、被保険者 ^(注1) がこの特約の記名被保険者の居住の用に供される住宅 ^(注2) の所有・使用・管理または被保険者の日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、または日本国内において、被保険者 ^(注1) が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を、1回の事故につき3億円を限度に補償します。 (注1)被保険者とは次の①から⑤に掲げる方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 ⑤①から④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族に限ります)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 (注2)住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。	後記 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合 のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物(レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど他人から預かった財物等)の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 等
	受託物賠償特約 補償重複 示談交渉サービス	後記 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合 のほか、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、受託物賠償保険金をお支払いしません。 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥 ●受託物の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ●受託物が寄託者または貸主に返還された後に発見された受託物の損壊または盗取に起因する損害賠償責任 ●被保険者以外の方に転貸されている間に発生した受託物の損壊、紛失または盗取 ●受託物が自転車である場合は、被保険者が保険証券記載の建物が所在する敷地内の外で使用または管理している間に発生した受託物の損壊、紛失または盗取 ●受託物を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任 等
受託物賠償保険金のお支払対象とならない主な物		
●通貨、有価証券類、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等 ●貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品 ●船舶、航空機、車両(原動機付自転車を含み、原動力が専ら人力であるものを除きます)およびこれらの付属品 ●銃器(空気銃を除きます)、刀剣その他これらに類する物		●被保険者が山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、航空機操縦その他これらに類する危険な運動を行っている間のその運動等のための用具 ●動物、植物等の生物 ●公序良俗に反する物 ●被保険者が使用または管理する不動産 等
特定非常災害等避難時一時金特約		後記 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合 のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●災害の発生日からその日を合せて1年が経過した日以降に行った避難 等
以下の災害を避けるため、またはその災害の発生に伴い、被保険者が保険証券記載の建物から避難所等 ^(注1) へ避難した場合に、1回の災害等につき1万円を特定非常災害等避難時一時金としてお支払いします。 ※保険の対象に「家財」を含み、被保険者が個人である場合に自動セットされます。ただし、「自動継続特約(長期用)」により保険契約が自動継続される際、継続前の契約に本特約がセットされていない場合、本特約はセットされません。		
災害の種類		補償の対象となる条件
①風水害等	地方自治体等から「避難指示」以上が発令されたこと	かつ 保険証券記載の建物の所在地が特定非常災害 ^(注2) の適用地区に指定されたこと
②地震または地震による津波	「震度6強」以上の地震が観測されたこと、または大津波に関する警報が発表されたこと	
③噴火または噴火による津波	噴火による津波が発生し、大津波に関する警報が発表されたこと、または前記以外の噴火による災害が発生し、地方自治体等から「避難指示」以上が発令されたこと	
(注1)地方自治体等が災害発生を踏まえて住民避難用に開設する公共施設等ならびに被保険者が手配した賃貸住宅および宿泊施設をいいます。 (注2)著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき指定される災害区分をいいます。		

【複数のご契約があるお客さまへ】 **補償重複** 表示のある特約をセットする場合、被保険者またはそのご家族が契約されている補償内容が同様の保険契約(タフ・すまいの保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、転居等によりご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

示談交渉サービス 表示のある特約では、示談交渉サービスがご利用いただけます。ただし、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。なお、「日常生活賠償特約」においては日本国外で発生した事故も示談交渉サービスの対象外となります。また、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

3 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合

次の場合には、補償項目・特約を問わず保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

①保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震火災費用特約・建物全壊時一時金特約(地震・噴火・津波)・特定非常災害等避難時一時金特約には適用しません) ④核燃料物質(使用済燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑤④以外の放射線照射または放射能汚染 等

契約概要のご説明①

タフ・すまいの保険の概要

1 商品の仕組みおよび引受条件等

①商品の仕組み

- (1)タフ・すまいの保険は、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や費用を補償する保険です。
- (2)タフ・すまいの保険には、補償範囲の異なる4つのプランがあり、いずれかのプランをご選択のうえ、契約いただきます。それぞれのプランの内容は、P21～22 **補償内容の詳細①**をご参照ください。

②保険の対象

タフ・すまいの保険の保険の対象は、居住用の「建物」^(注1)または「家財」です。なお、下表に該当するものは保険の対象に含まれます。

保険の対象	保険の対象とした場合に含まれるもの
建物	①畳、建具、建物付属設備 ^(注2) ②庭木 ^(注3) ③屋外設備 ^(注3) ^(注4) ④建物の基礎 ^(注5) ⑤門、塀、垣 ^(注5) ⑥物置、車庫その他の付属建物 ^(注5)
家財	①記名被保険者の親族の所有する家財で保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容されているもの ②建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する畳、建具、建物付属設備 ^(注2)

- (注1)専用住宅、共同住宅および併用住宅(店舗や事務所、作業場等を併設した居住用建物)をいいます。
- (注2)建物に定着している配線・配管、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、暖房・冷房設備、エレベーター、リフトその他の付属設備をいい、浴槽、流し、ガス台・調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着している物を含みます。
- (注3)損害保険金の額は、1回の事故につき、庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。屋外設備について100万円を超える補償をご希望の場合は、「屋外明記物件特約」をセットいただき、別途特約保険料を払い込む必要があります。
- (注4)物干、遊具、外灯、井戸、側溝、噴水、敷石その他の建物に定着していない屋外設備・装置および付属構築物をいいます。
- (注5)保険申込書に保険の対象に含めない旨を記載する場合は、保険の対象に含まれません。

⚠「家財」を保険の対象とする場合のご注意

- 家財を保険の対象とする場合、次に掲げるものは保険の対象に含まれません。
- ①自動車およびその付属品
②動物および植物等の生物
③通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等
④証書(運転免許証、パスポートを含みます)、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き草、免許状等
⑤プログラム、データ等

2 保険料の決定の仕組み

保険料は、契約プラン、保険金額、保険期間、建物の所在地、構造、建築年月、払込方法等により決まります^(注)。詳細は取扱代理店または当社までお問合わせください。また、建築後の経過年数により築年数別料率が適用され、M構造・T構造の建物は建築後30年未満、H構造の建物は建築後50年未満のときに保険料が割安となります。なお、実際に契約される保険料は、保険申込書でご確認ください。
(注)店舗や事務所、作業場などを併設した併用住宅の場合、建物内で行われる職作業の内容により、保険料が異なる場合があります。

3 保険料の払込方法

保険料の払込方法は長期一括払のみとなります。

4 満期返れい金・契約者配当金

タフ・すまいの保険および地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社までお申し出ください。なお、解約に際しては、ご契約の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

特にご確認いただきたい
重要事項についてご説明します。

保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

③基本となる補償

損害保険金・費用保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の計算、保険金をお支払いできない主な場合については、P21～22 **補償内容の詳細①**をご覧ください。また、お客さまのプランについては、保険申込書でご確認ください。

④主な特約の概要

主な特約とその概要については、P23～25 **補償内容の詳細②③**をご覧ください。

⑤保険金額の設定

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、保険申込書でご確認ください。
保険金の支払基準^(注1)は、再調達価額となります。

保険の対象	保険金額の設定 ^(注2) ^(注3)
建物	・ご契約時の再調達価額を基準として建物評価額を算出します。建物保険金額は、ご契約時の建物評価額を限度として100万円以上1万円単位で設定できます。ただし、建物評価額の10%未満では設定することができません。
家財	・ご契約時の再調達価額を限度に、50万円以上1万円単位でお客さまのご希望に応じて設定できます(家財新価実損払方式)。 ・複数のご契約に分けて加入される場合は、ご契約をまとめて加入されるよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

- (注1)保険金額の設定やお支払いする保険金の額を算出するための基準をいいます。
- (注2)ご契約時の建物評価額(家財の場合は再調達価額)を超えて契約されても、建物評価額(再調達価額)を超えた部分は損害保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
- (注3)他の保険契約等がある場合は、合算した保険金額が建物評価額(家財の場合は再調達価額)を超えていないかご確認ください。

⚠保険金額の設定に関するご注意

建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。家財を補償の対象とするためには、建物とは別に家財保険金額を設定して契約していただく必要があります。

⑥保険期間

タフ・すまいの保険の保険期間は、2年から5年までの整数年で設定できます。なお、保険期間5年のとき、「自動継続特約(長期用)」をセットすることができます(建築年または建築月が不明の契約等、対象外の場合があります)。詳細は取扱代理店または当社までお問合わせください。

⑦復旧義務(保険金支払時に保険の対象の復旧を義務とするもの)
保険の対象である建物^(注)について、損害保険金をお支払いする事故が発生した場合は、所定の期間内に保険の対象を復旧しなければなりません。
(注)「屋外明記物件特約」「建物電気的・機械的事故特約(専用・併用住宅用)」 「特定機械設備水災補償特約」に規定する保険の対象も含まれます。

契約概要のご説明②

地震保険の内容と、割引制度についてご説明します。

地震保険の概要

1 商品の仕組み

- 商品の仕組み

地震保険は単独でご契約いただくことができません。タフ・すまいの保険(以下、地震保険の概要において「主契約」といいます)とセットで契約する必要があります。主契約が保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくことができます。
- 経過措置対象契約について

主契約において経過措置の適用対象となる場合^(注)、地震保険の保険料が軽減される場合があります。
(注)詳細はP17**物件種別・構造級別の判定について** **経過措置の適用条件**をご参照ください。

2 保険金をお支払いする場合(補償内容)

- (1)地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に下表の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、大半損、小半損または一部損)に応じて地震保険金額に一定の割合(100%、60%、30%または5%)を乗じた額をお支払いします。

(2)1回の地震等^(注1)による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円^(注2)を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

(注1)72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

(注2)令和7年11月時点の金額です。なお、本金額は「地震保険に関する法律」施行令および施行規則により定められています。
- お支払いする保険金

＝

算出された保険金の額

×

12兆円

＝

算出された保険金の総額

保険の対象	損害の程度	認定の基準				お支払いする保険金		
						限度額		
建 物	全 損	主要構造部の損害の額が、建物の時価額(注)の右記割合となった場合	50%以上	焼失または流失した部分の床面積が、建物の延床面積の右記割合となった場合	70%以上	建物の地震保険金額の	100%	時価額(注)
	大半損		40%以上50%未満		50%以上70%未満		60%	時価額(注)の60%
	小半損		20%以上40%未満		20%以上50%未満		30%	時価額(注)の30%
	一部損		3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合で、その建物が「全損」・「大半損」・「小半損」・「左記の一部損」に至らないとき			5%	時価額(注)の5%
家 財	全 損	家財の損害の額が、家財の時価額(注)の右記割合となった場合			80%以上	家財の地震保険金額の	100%	時価額(注)
	大半損				60%以上80%未満		60%	時価額(注)の60%
	小半損				30%以上60%未満		30%	時価額(注)の30%
	一部損				10%以上30%未満		5%	時価額(注)の5%

(注)再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。
※損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問合わせください。

3 保険金をお支払いできない主な場合等

- (1)次のものは保険の対象に含まれません。

●店舗や事務所のみに使用されている建物 ●営業用什器・備品や商品などの動産 ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車 ●貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの ●稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 等
- (2)建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。

(3)建物・家財が地震等により損害を受けても、損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金のお支払い対象とはなりません。

(4)門、塀または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は、保険金のお支払い対象とはなりません。

4 保険期間、保険料の払込方法等

- (1)地震保険の保険期間および払込方法は、主契約と同じになります。

(2)主契約に「自動継続特約(長期用)」をセットした場合、初回契約の地震保険の保険期間は5年間の自動継続となります。継続契約の地震保険の契約方式は、1年間または5年間ずつ自動継続する方式があり、主契約の保険期間とあわせていずれかを選択して、契約していただきます。
- 保険期間が自動継続する方式のご注意

●満期日が属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動継続されます。

●保険期間の途中で保険料率(保険料)が改定となった場合、改定日以降に自動継続されるご契約から保険料率(保険料)を変更しますのでご了承ください。

5 引受条件(保険金額等)

- (1)地震保険の保険の対象は、居住用建物(住居のみに使用される建物および店舗・事務所、作業場等と住居を併用している建物)またはその建物内に収容されている家財(生活用動産)です。

(2)地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、主契約の保険金額の30～50%の範囲で1万円単位で設定できます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります^(注)。

(3)地震保険の保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。

(4)所定の確認資料の提出により、耐震・免震性能に応じた割引(建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引)を適用できる場合があります。

(注)同一被保険者が所有する複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯を異にする戸室数に限度額を乗じた額をもって、建物の限度額とすることができます。

⚠

警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

地震保険の割引制度

保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物が次のいずれかに該当する場合に、所定の確認資料を提出していただきますと、地震保険料率に割引が適用されます。

※以下の4つの割引は、重複して適用することはできません。

免震建築物割引		耐震等級割引		建築年割引		耐震診断割引	
割引率	50%	割引率	耐震等級3 50% 耐震等級2 30% 耐震等級1 10%	割引率	10%	割引率	10%
住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に規定する評価方法基準において、免震建築物の基準に適合する建物およびその収容家財に対して適用します。		住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に規定する評価方法基準に定められた「耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している建物およびその収容家財に対して適用します。		昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に対して適用します。		地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年(1981年)6月1日施行)に基づく耐震基準を満たす建物およびその収容家財に対して適用します。	
確認資料(注1)：以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます							
●品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注2)により作成された書類(注3)のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類(注4) ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(注5)および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類 ●フラット35Sに関する適合証明書(独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書)		●品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注2)により作成された書類(注3)のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類(注4)(注6)(注7) ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(注5)および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類(注6) ●フラット35Sに関する適合証明書(独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書)(注7)		●建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証等の対象建物の新築年月等が確認できる公的機関等が発行する書類* ●宅地建物取引業者が建物の売買、交換もしくは貸借の相手方等に対して交付する不動産の売買または住宅の賃貸に関する契約書、重要事項説明書(対象建物の新築年月等が確認できるもの) ●登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了または建物の引渡しに関する証明書 *公的機関等に対して届け出た書類で公的機関等の受領印もしくは処理印が確認できるものを含みます。		●耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書などの耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書 ●建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(注8)に適合している」という文言が記載された書類* *指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体の長のいずれかが記名・押印した書類をいいます。	

(注1)対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、その割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級)が確認できる以下の①または②に該当する書類も確認資料となります。ただし、「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期(これらを特定できる情報を含みます)」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社*」の記載のあるものに限ります。

①保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)、異動承認書(写)、満期案内書類(写)または契約内容確認のお知らせ(写)
②①の代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類(写)または電子データ
*更改申込書、更新確認書等を確認資料とする場合には、「〇年〇月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成した書類であることが確認できる場合に限ります。

- (注2)登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします)。

(注3)品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。

(注4)例えば次の書類が対象となります。

・品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書 ・耐震性能評価書(耐震等級割引の場合のみ) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」 ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」

・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類 等

(注5)「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります)および「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。

(注6)「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、免震建築物であることまたは、耐震等級が確認できない場合や「認定通知書」等長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類^(注5)のみ提出していただいた場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。

(注7)書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

(注8)平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

環境配慮と社会貢献への取組み

ペーパーレス保険証券・Web約款を皆さまにおすすめしています！ 下記注意事項もご確認ください



お客さまのパソコンやスマートフォン等から「ご契約内容」や「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」等を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。

お客さまがペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。



あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。

タフ・すまいの保険なら **20点！** + Web約款選択でプラス **10点**



ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項

- 「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」・「ご契約者さま専用ページ」等では、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」と表示しています。
- ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
- ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。
- ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」および「サービスガイド」は送付されません（一部選択できないご契約があります）。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内（ID/パスワード）通知」ハガキをお届けしますので、当社ホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容を確認ください。
- ペーパーレス保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。

防災に関する情報提供Webコンテンツのご案内



タフ・すまいと一緒に
防災について学ぼう！



災害が起きたときに落ち着いて行動するためには、普段から**防災に対する正しい知識**を持つことが大切です。こちらの防災に関するお役立ち情報を提供するWebコンテンツでは災害別に、「**災害が起こると**」「**備えておこう**」「**いざというときには**」という3つのステップで、わかりやすく紹介しています。家庭や地域でできる**備えのコツ**と、いざというときに**身を守るための方法**について学びましょう。



アクセスはこちらから！



あいおいニッセイ同和損保の24時間365日事故対応サービス



日常生活も自然災害も
あんしんの対応

It's MORE

日常から自然災害まで。安心をいつも。

なら、
いつも安心。
もっと安心。

例えば、このようなときも安心

いつも
安心！

夜間・休日も当社社員が対応！

※契約内容や事故の状況により、ご案内の内容は異なります。

金曜日の深夜

台風によって屋根瓦が複数枚破損！

台風で屋根瓦が複数飛んでしまい、隙間から雨が吹き込んできそう。修理業者による修理が当分先になりそうだが、どうすればいいか？



ブルーシート等による仮修理費用がお支払いの対象になります。お客さまの判断で応急処置をしていただいても大丈夫です。

土曜日の昼

排水管の破損による漏水が発生し、自宅の床や家財に水ぬれが発生！

家の中が水でぬれてしまったが、保険の対象になるの？



お客さまのご契約を確認したところ、水ぬれによる損害はお支払いの対象になります。損害を確認するため鑑定人を手配させていただきます。

もっと
安心！

住宅修理サービス等のトラブルへも安心の対応！

相談窓口での対応例

保険金請求には費用が掛かると言われ、高額な申請手数料を請求された。



保険金を請求いただくこと自体に費用はかかりません。また、保険金を請求いただく際に、専門的な知識は必要ありません。

住宅修理サービスに関する相談窓口

0120-829-963 (無料) 【受付時間】
24時間365日受付

- 住宅修理サービスに関するトラブルのご相談
- 当社のネットワークを活かした住宅修理業者のご紹介
- ※1 当社火災保険ご契約物件専用のサービスです。
- ※2 大規模な自然災害が発生した場合など、住宅修理業者を紹介できない場合があります。
- ※3 平日の営業時間内は担当のサービスセンターが対応します。



「保険金が使えない」という過度な勧誘を行う業者等とのトラブルにご注意！

こんな勧誘には特にご注意ください！

自己負担ゼロを強調

保険金を使えば無料で修理できますよ！

強引な修理サービスの契約

このままでは危ないので早く修理しましょう！

うその理由で請求

古くなったところも先日の台風のせいにして請求しちゃいましょう！

「保険金が使えない」と勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに修理サービス等の契約はせずに、まずは、取扱代理店または当社にご相談ください。

日本損害保険協会ホームページ

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



万が一、事故が起こった場合のお手続きの流れ

※場合によっては、調査に関するご協力をお願いさせていただくことがあります。



事故の報告

請求書類の
作成・提出

保険金の
お支払い

お手続きの流れに
関する動画はこちら

※台風、豪雪、地震、洪水などの自然災害に関するご請求案内の動画です。

事故が起こった場合には、遅滞なく取扱代理店または以下のいずれかの方法で当社までご連絡ください。

※ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

ホームページからのご連絡 公式HPトップ > ご契約者さま > 事故・災害のご連絡

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/>

電話によるご連絡

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

【受付時間】
24時間365日受付

※IP電話からは**0276-90-8852 (有料)**におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

事故・
災害の
ご連絡

